

総務常任委員会

平成26年11月21日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○辻 善次	吉野 俊明
伴 吉晴	小野 隆雄	木澤 正男
中西 議長		

2. 欠席委員

嶋田 善行

3. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	教 育 長	清水 建也
総 務 部 長	乾 善亮	総 務 課 長	黒崎 益範
同 参 事	谷口 智子	同 課 長 補 佐	仲村 佳真
企画財政課長	面卷 昭男	同 課 長 補 佐	福居 哲也
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	木村 隆幸	会 計 管 理 者	西川 肇
監査委員書記	山崎 篤	教委総務課長	安藤 晴康
生涯学習課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	平田 政彦		

4. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙のとおり

開会 （ 午前9時00分 ）

署名委員 小野委員、木澤委員

委員長

おはようございます。

ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

なお、嶋田委員より欠席の連絡を受けております。

初めに、副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

副町長

（ 副町長挨拶 ）

委員長

初めに、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、小野委員、木澤委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することを議題といたします。それでは、理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、1. 継続審査、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告させていただきます。

初めに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

現在、11月1日より11月30日まで、秋季特別展「斑鳩 藤ノ木古墳の装身具展—きらびやかなアクセサリーの世界—」を開催しております。今回は玉類を中心に藤ノ木古墳の装身具の内容や意義を理解していただくことを目的として、藤ノ木古墳の石棺内より出土しました国宝の空玉やガラス玉等の装身具の里帰り展示を行いますとともに、県内の古墳より出土しましたいろいろな玉類等を関連展示しております。

また、11月8日には、この展示品の認識を深めていただくことを目的に、奈良県立橿原考古学研究所の藤ノ木古墳の調査担当者の一人でもあります卜部行弘総括研究員によります記念講演会「装身具からみた藤

ノ木古墳の被葬者について」を開催し、調査成果の詳細な検討を行った結果、見事に復元されました装身具の様子から被葬者像にせまる貴重なご講演をいただき、斑鳩文化財センター映像ホールがほぼ満員となる39名にご参加をいただいたところでもあります。

そして、この展示会に合わせまして、秋季の藤ノ木古墳の石室特別公開を11月1日、2日に開催いたしました。両日ともあいにくの雨模様ということでございましたが、それでも2日間で1,099名の方においでいただきました。今回も学生ボランティアとしまして、法隆寺国際高校の生徒及び奈良大学の学生に積極的に受付や解説の補助などに協力していただいたところでもあります。

次に、中学生以上の学生や大人の方を対象に開催しております斑鳩考古学講座につきましては、9月の本委員会にてご報告いたしました勾玉づくり講座以後、9月20日開催の鏡づくり講座はほぼ定員どおりの8名、10月19日開催の出土遺物整理作業体験は定員どおりの5名にご参加をいただきました。特に、今年度初めて取り組みました出土遺物整理作業体験では、中学生と高校生の参加もあり、出土遺物の洗浄作業や復原瓦の拓本作業などの貴重な体験を通じて出土遺物整理作業の学習をしていただいたところでもあります。

次に、去る11月17日に開催いたしました斑鳩町文化財活用センター運営委員会では、今年度の事業進捗状況及び来年度の事業計画案について説明を行いますとともに、秋季特別展の視察を行っていただき、センター事業に関する指導や助言を賜ったところでございます。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

整備工事の状況につきましては、引き続き盛土工事を進めるとともに、事業地周辺における排水工事をしているところでもあります。

次に、法隆寺ゆかりの都市文化交流協定を結んでおります小田原市との交流事業として開催をしております小田原の歴史・文化連続講座につきましては、第1回目を、10月18日に斑鳩町中央公民館大ホールにて、小田原市の文化財課主任の渡辺千尋氏に「考古学からみた小田原の歴史―羽根尾貝塚と中里遺跡を中心に―」と題した講演をしていただきました。また、第2回目となりました11月15日には、小田原

市文化部観光課城址公園担当課長で小田原城天守閣館長の諏訪間順氏より「小田原城について—小田原城の調査と整備—」と題したご講演をいただきました。最後の講座となります来月12月20日の第3回目は、小田原市立図書館学芸員の鳥居紗也子氏より、「近代の小田原の文学—文学としての小田原—」と題しまして、小田原に滞在して執筆活動をしていた北原白秋や谷崎潤一郎など小田原に関係の深い近代文学をテーマにご講演をいただく予定としております。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま報告がありましたことに対して何か、委員の皆さま方、質疑等ございませんか。 木澤委員。

木澤委員 石室公開で1,099名来られたということで、毎回本当にたくさん来ていただいている感心をしているんですけども、この来られている方ってというのは、リピーターの方がどれぐらいいてとか、町外からどれぐらい来ておられるとか、その辺のところは、分析とかされていますか。

生涯学習
課長 約6割の方が県外からのお越しです。町内の方が1割か2割程度、あと県内の方ですね。

（「リピーター」と呼ぶ者あり）

生涯学習
課長 リピーターはちょっととっていないですね。
石室のところでは、どちらから来られましたかという分だけはお聞きしておりますので、すみません、リピーターについてはちょっと数値を持っておりません。

木澤委員 知っている方はね、興味を持って毎回来ていただいている方もいるかと思えますけど、そうして県外から6割来ていただいているっていう、情報発信ってどういうふうにされているのかなど、そこもちょっとお聞

きしたいんですけど。

生涯学習
課長 まず、町内の方については広報でありますとか、あと、県外も含めてですけどホームページ、それと今、斑鳩町のフェイスブックですね、そういったものも活用しながら、あと、関連の団体さん等にはそういった案内もお送りはしておるんですけども、一般の方という点では、新聞等の報道発表とホームページが中心となるかなと思います。

木澤委員 来られたときに、何でこの情報を知りましたかっていうアンケートなんかはしていただいていますか。

生涯学習
課長 文化財センターの方に関してはアンケート調査をしております、そこにはそういった質問があるんですが、先ほど申しあげましたように、藤ノ木古墳のところでは、どこから来られましたかっていうご質問しかしておりませんので、ちょっと数値しか持っておりません。

木澤委員 非常に、物っていうんですかね、文化遺産ですので、特にこういう方面で関心をお持ちの方っていうのは自ら情報を知ろうとしてくれはるっていうのはあると思うんですけども、せっかくある文化財を生かしているいろいろな方に来ていただくという点では、この教育の分野だけでなく、町が取り組もうとしている多くの方に来ていただいてまちおこしをしていくという部分にもつながると思いますので、情報発信をどうしていくかっていうところをもっといろいろ、各課連携して共通を、研究をしていくべきかなというふうに思いますので、また、どういう情報発信でどういう効果があったという点についても、調査できるようやったらしていった教訓化して生かしていけたらなと思いますので、またよろしくお願いします。

委員長 ほかに委員の方、質疑、ご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 文化財活用センターの特別展の来年度の事業についても話し合われた

ということですねんけど、今年度から、まあ言えば年2回やられていたものが1回となって、それで内容を濃くしてというような格好で進められたと思うんです。来年度に対して、今年度の総括もあったと思うんですが、今後どう考えておられるのか、この形で多分いかれるんだろうとは私は思っているのですが、ちょっとそのあたり、お聞かせ願えますか。

生涯学習
課長

企画展のほうは4回から2回ということでございますけども、これまで展示に合わせて関連した講演会とかそういう形がなかなかありませんでしたので、そういった形が今回実施できているということ、それとあと、各市町村、関連の展示を今回たくさんやっておりますので、そういったことができるようになったのは、4回から2回になった部分で動きやすくなったという形で展示内容については充実できたのではないかなと考えています。

あと、今後も、人数等々の話は、今、秋季はまだやっている最中ですのであれですけども、トータルで見た場合に格段減ってはいないというふうには現在の段階では見ております。

あと、今回、例えば11月、先週ございました秋季特別展の記念講演会なんかは、ちょっと今回試行いたしまして、文化財センターで講演会を行ったんですが、非常に講師との距離が近いという点で、席は確かに少ないんですけども、39名ということで少ないんですけども、満席ということではかなり盛況だったなというように考えています。終わりましたあとも、講演のあとも、この藤ノ木の第一人者の方ということもございまして、展示品の特別解説なんかも行っていただきまして、参加者の方にはかなりご満足いただいて、喜んで帰っていただいたと聞いていますので、そういう点では、4回から2回に減らしてそういった関連行事ができるっていうその点等は効果があがっているのではないかなと見ております。

今後も、こうした見学者の満足度を高めるような、そういった施策を展開して高い確率でリピーターを獲得できるような、そういった展開をしていくのが重要であるかなというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、2. 各課報告事項について、(1)の下司田水利組合の解散についての報告を求めます。 面巻企画財政課長

企画財政 課長 それでは、下司田水利組合の解散につきまして、ご報告を申し上げます。

水利組合と協議を続けてきました結果、平成26年10月31日付で水利組合の解散及び権利放棄通知書の提出が町にあり、水利組合の解散と下司田池に関する水利権及びこれら以外の全ての権利を無償で放棄することの通知を受けたところでございます。

これによりまして、課題となっておりました水利権の解決が図られましたことから、本年度末をもって大字龍田財産区の財産を町に移管し、大字龍田財産区特別会計を廃止した上で、新年度から一般会計で管理を行ってまいりたいと考えております。

また、今後の下司田池の活用方法といたしましては、地元自治会、周辺住民の皆さまにも様々なご意見があり、協議や合意形成が必要となつてまいりますことから、議会にもご相談を申しあげながら、その方針につきまして慎重に検討・対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、下司田水利組合の解散につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見等があればお受けをいたします。 小野委員。

小野委員 何か急転しているけど、水利組合はどういう理由をもって解散というたらね、その構成員がなくなっていったとか、水利組合としてのね、今

まで行ってきたことが維持できなくなったとか、どういう理由で解散というね、やはりまだ農家もあるとは聞いていますのでね、それらのことについては何かお聞きになっているのですか。

企画財政課長 提出いただいたときにお聞きしたんですけども、大きな要因といたしましては、農業を取り巻く組合員の諸状況を鑑み水利組合を解散するというふうにお聞きしているところでございます。

小野委員 水利組合というのは、農業にとってね、一番要となっている組合だと思いますし、やはり歴史があって、その農地を守るためにその地域で水利組合を構成されてきたと私は認識しているのですが、例えば、水利権を放棄してということですが、この協定書にもね、「水利権が消滅することとなる事態が予想される時又は消滅することとなった時は」ということで、第5条でいろいろ協議していくことになっているのですが、今まで水利権がある、農家がある、農業をしておられる、その団体がね、その下司田池水利組合自体がもう農業を、その地域の人が、その地域というか今入ってはる人が農業を全部やめられたんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 やめられたわけではなく、まだ農地は残っております。水利権の放棄ですので、その池の水利は、水は一切使わないということでございますので、その池は自由に町で活用してくださいと。水利は絶対求めませんよということ、それが水利権の放棄です。

小野委員 だったらね、何も水利組合を解散する必要は私はないと思うんですよ。水利組合としての活動はやはり重要なものであるしね、水利組合を解散してね、水利権を放棄というのは、これは違う視点じゃないかなと。

副町長 水利権の放棄の問題は水利組合の問題でありますので、町は関知いたしませんので、その水利組合で判断されたことであって、それについて

は町は何ら関与はいたしません。

小野委員 だけどね、1つの、斑鳩町の中にある下司田池水利組合が解散ということだね、やはり水利組合に対してもいろいろやっぱり町としては関与してきている、いろいろな補助金も出してきている。今までの状況の中でね、1つの団体として水利組合と、農家組合ですか、何かいろいろなあれがあるでしょ、協会っちゅうかね、団体の。そのうちの1つが解散までしてね、することが、私は別に問題ない、そこまでする必要ないかなど。その水利組合の方でやっぱり農業を続けておられたら、水利組合としてのやることはまだたくさんあるはずなんですよ。

例えばね、その地域で農転をかけるときに、水利組合の組合長の、どう言うんですか、何かいるでしょ、書類が。そうしたら、今、下司田池水利組合というのが解散してしまったら、その地域で農転をかけていくときに、誰がその意見書ってものを判押すんですか。

副町長 農地転用のときに、届出でございます、農地転用。市街化区域には届出でなくて、水利組合がなかったら水利組合の印鑑はいらないということでございます。

小野委員 副町長、ちょっとそれは違うと思うな。水利組合の意見書がなぜ農業委員会に、これはこの総務委員会と関係ないのですがね。それはね、農地を守るためなんですよ、その周辺の農地。そのために水利権がその下のほうの人に支障をきたさないか、それらを隣接の方に、全部農地の隣接の方にはもらいますよ。だけどね、それはちょっとね、おかしな話だなど。

私はね、疑問を持っているのはね、水利組合を解散せずにね、水利権の放棄をしていただいたほうがすっきりするんじゃないかなと思うねん。水利組合を解散して、当然、私はこれで見えて、水利組合がなくなったらこの水利権はどうなるねんと思ってんけど、当然、課長が水利権を放棄された。そやな、水利組合なかったら水利権はないわなと思ったんやけど、また逆に疑問があるんですよ。そしたらもう、水利組合が

解散ということは、消滅しているんですよ、あの地域のね。そうしたらいろいろな支障があるんじゃないかなと、私はそれを懸念して、今、考えていますねんけどね。

きょうこの報告については、こうして、これからのことですので、別に問題ないと思いますけど、私はまたほかのときでね、水利組合はそう簡単にね、解散していいものかなと。今までが、やはり下司田池の水利組合として活躍してもらっていたのが、いきなりこうして解散したと、10月31日ですか、これだけですと、いいんかな。まあ、別のいろいろな株式会社とか法人とか、私らにも政治団体のその解散ということについては、いろいろ清算せなければいけないことがあると思うんです。それらをどのようにされているのかね、私は疑問を持っています。

ただ、下司田の問題でいろいろ、私も含めていろいろ議員も言ったけどね、その水利権ってもうないん違うんかなということも言うていたけどね。すんなりとその水利権を放棄できるねやったら放棄してもらってね、無償で放棄してもらって、いろいろ、言うたら水利権をなんぼか積まなあかんとか、いろいろなことも言うてはった。だけど、無償でということ、放棄ということでもらえたら、あとはこの下司田池については、この5条にのっとってね、自治法何条やったかな、260何条やったかな、それにのっとってやっぱり議会とも相談してと、それはもうそれで進んでいくことやねんけど、私は解散まですることに対してものすごく疑問を持っている。

今、例をあげて、農地転用のときに、そうしたら地域のそれはいらないのかと。それは私はちょっと違うと思う。農業委員会が、届出と許可との違いがあるのか知らないけど、届出もやはり地元の水利組合の意見書、同意判ですか、それをもらってくれと言うて、農業委員会はそういうことを要求していると思います。

副町長

まず、農業委員会が要求しておられるのは、その地域に水利組合がある場合は要求されます。

それで、もう1点ね、あれですけども、水利組合というのはあくまでも水利権あるから水利組合があるわけなんです。その水利権をみんなで

維持するために水利組合があるわけです。それで、水利権がなくなったら、水利組合自体の意味がなくなるわけでありまして、それを、もうこのままみんな解散しようということで、一緒なんです。

仮に、例えば、どう言ったらええか、もう極端な例言いますとね、日本の国で、ここに島あるとしますやん、ある島。Aいう島あって、ここに1平方キロの島ありましたと。それで、ここに住民住んでおられた。この島がもうなくなってしまって、地震か何かでぽこっと沈んでしまって、島がなくなった。住民が全部引越しされました。もう島ないから、この自治体が消滅します。その段階でこの自治体は消滅されますので、それと同じように考えていただいてね、水利権自体がなくなっているのやから水利組合が解散するのは、もういろいろなことを、今までのことは清算して解散というのは、もう今後、また次の代にこんな引き継いでいくのもあれやし、水利組合自体はここできっちり解散しよう。これは水利組合が判断されることであってね、こちらから、お宅は解散する必要ないですという意味でもないです。これだけは理解してほしいと。

それで、例えば、農地転用言われております。例えば山間地、ずっと吉野の山奥へ行ったら、この水利権ということはないんです。というのは、山の谷水で池に水を入れておられますので、ここには水利権ないんです。もう自然の谷水で。ここには水利組合自体ないから、水利組合の同意なんか必要ないわけです。存在しないから。

小野委員 ということは、今までの下司田池水利組合というのは、下司田の水利を利用した組合であって、その水利が下流へ流れていって、その影響のある、例えば水路を伝っていつている、そこらで農業をしておられる方に対しても、もう今は何も。水利がいないという判断でよろしいんですね。そういうことやと思います。

副町長 そういうことです。下司田池水利組合の範囲というのは、下司田池を使うておられるところだけですので、それ以外のところについてはまた違う池がありますので、その水利権を使っておられます。

小野委員

農業委員会の、農地転用の添付書類云々ということについてはね、もう少しちょっと聞いてみて、考えてみよう、そのように思っています。

それらのことも、やはり今までは、例えばその地域でね、農地転用かけるときに、下司田池水利組合に意見書いただいていたという方が、水利組合がなくなっているということになったらどうするんやということも、やっぱり疑問に思って来られることもあるかな、そのように思いますので、その点はちょっとこう、齟齬がないようにやってもらいたいなと、そのように思います。

そうしたらね、これからが本題なんですがね、そうしたらね、私の6月議会の答弁書も見ていますねんけどね、先ほど課長も言うているように、第5条の、法趣旨に基づいてということで、296条の5に、「その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない」と、そのようになっていますし、答弁の中でも大字、どういう表現しているかな、「旧大字龍田地区住民代表等の意見を徴する等、適切な方法をもって」と、これは第5条に書いているのかな。この「旧大字龍田地区住民代表等の意見」というのはね、それらをどのようにしてね、これから、「徴する等」と、「適切な方法を」というのをどのようなことに考えておられるのか。いろいろな提案をされて最終的に意思決定をするのが議会ですので、それまでにそういう地元の自治会ともいろいろ協議していかれるのか、その点はどのような形で、今、下司田池を処理していこうと。

今回、境界もなんとか、法14条地図のことで確定しましたので、はっきりと浮き彫りになった、下司田池の範囲というのはいろいろややこしかったところもあったのですが、そこも綺麗になりましたのでね、改めて、これからの活用方法、管理方法を、ある程度の案も持っておられるのかなと思いますねけど、それはこれからということによろしいのですか。

副町長

まず、後段の、今後の活用方法については、もうこれからの課題でございまして、これもう、まず課題、ございます。今はまだ、案は白紙の状態でございます。

次に、その文言にある、「旧大字龍田財産区住民代表」という文言が入っております。このときに、今、今日までも、あの土地を処分した経緯がございます。裁判もかけておりました、あの土地を町に処分した。そのときにも、旧大字龍田財産区の住民というのはもう非常に特定しがたいということで、町の議会のほうで議決を、特別会計で議決になっておりますので、今は、ですから議会に相談申しあげると。これで、今後、あの土地利用についてはもう議会で相談申しあげてあの方法を処理していきたいと考えております。

小野委員 先ほどの6月議会の答弁の中で、「今後の下司田池の活用方法といたしましては、第三者に売却するか、一般会計が取得するかのどちらかになってまいりますものと考えておりますが」ということで、このことは先ほど課長の説明で、一般会計が取得して、来年度から一般会計でやっていくと、そのような理解でよろしいですね。

副町長 一般会計のほうで管理をしていって、その一般会計が管理していく中で、その活用方法は今後、議会の皆様とご相談申しあげて決めていきたいと考えております。

小野委員 当然、所有権移転の登記をされると、そのように理解してよろしいですか。

委員長 面巻企画財政課長

企画財政課長 大字龍田財産区で、今、登記しておりますので、その財産区が消滅するならば、斑鳩町に移管し、斑鳩町として登記を打ってまいります。

小野委員 ちょっとまた誤解するような返事しやんといてよ。
財産区の財産を斑鳩町へ、一般会計にするから斑鳩町へ所有権移転する。そうしたら財産を持っていなくなった財産区は消滅すると。そうですね。今ちょっと聞いたら、先ほどの水利組合の解散とね、水利権の放

棄とちょっとごっちゃになってくるのでね。

そういうので大字龍田財産区財産は消滅してしまうと。それは手続き的にはどのようなことがなされるんですか。

企画財政課長 この手続きにつきましては、財産区の財産がなくなったときに財産区は消滅しますので、その消滅をもって終了という形になります。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私も、その手続き的にどうなるかなってというのがちょっと気になったので。最終的にせやから議決を打っていくっていう形になるんですかね。どういう。

企画財政課長 いわゆる財産の移管という形なんですけども、これにつきましては、寄附という概念で考えていただければなというふうに考えております。

ただ、大字龍田財産区、特別会計を持っておりますので、この廃止につきましては、現在、特別会計条例がございますので、その廃止をする条例の提出を3月に行ってまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかに何か質疑、意見等があればお受けをいたしますが。

(な し)

委員長 それでは次に、(2) 町有地の売払について、報告を求めます。
面巻企画財政課長

企画財政課長 それでは、町有地の売払いにつきまして、ご報告を申し上げます。

町が所有する普通財産のうち、利活用の見込みが低い町有地につきましては、監査委員からのご指摘も踏まえ、昨年度から一般競争入札による売払いを試みているところでございます。

今回、売払いを予定しております町有地は、昨年度入札を取り止めた、

阿波2丁目地内に所在する町有地、大字法隆寺地内に所在する旧野外センター跡地の2物件と、新たに追手団地跡地を加えた3物件について売払いを進めてまいりたいと考えております。

今回、新たに売払いする追手団地跡地は、龍田南5丁目に所在する町有地で、公簿面積1,383.44平方メートルとなっております。

次に、売払いの方法についてでございますが、一般競争入札により売払いを進めてまいります。

また、売払い予定価格につきましては、昨年度、入札を取り止めた2物件につきましては、先例の自治体での再入札における価格設定を参考に定めるとともに、追手団地跡地は、鑑定評価を参考に売払い予定価格を定め、競争入札に付してまいりたいと考えております。

最後に、入札スケジュールでございますが、1月中旬に入札公告を行い、3月中旬の入札・開札をめどに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、町有地の売払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。
木澤委員。

木澤委員 今回1件追加して3件、また入札にかけるということですが、前回入札、応札がなかったという状況については、今回、その後どういふうにしようと考えておられるのでしょうか。金額を変更するとか。

企画財政課長 昨年度入札を取りやめた2物件の売払い価格につきましては、先例の自治体では減額して再度入札に付されておりますので、そのあたりを参考に本町におきましても入札してまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 町有地置いておくよりも、監査委員さんからも指摘があったように、処分していくという方向については問題ないかなというふうに思うんですけども、ただですね、この間、その町有地がごみ置き場として地域住

民の方が利用されていたりという状況もありますので、この間ですね、個別収集から拠点回収っていうふうに変えてきたときに、なかなか置くところがないけども、とりあえずは町有地があるからそこに出してくださいよということで話は進めてきていましたけども、今度それがなくなってしまおうとその拠点がなくなってしまおうということで、地域住民の皆さんが困られる状況が出てくるのが考えられますのでね、その辺についても地域住民の皆さんと、町はこういう方向で考えていますと、それに対して地域住民の皆さんからどういう声があるのかね、その辺も考慮しながら進めていっていただきたいなというふうに思います。

委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。 小野委員。

小野委員 なかなか難しく、応札者がいてないということで、奈良市も困って何か新聞にもたくさん載っていますね。

 価格を下げるということも1つの方法だと思いますけど、これはね、いろいろ、商い上のいろいろな問題も出てくるんだと思うんですがね、下げたからいいのかということになってくるし。

 ただね、応札しようとする、入札に参加しようとする人にとってみたら、その土地をやっぱり調べているんですよ、いろいろと。それが、自分が利用する場合だったらある程度のことあるけど、やはりそれを転売っていうか、開発したり、開発もできないけど、そういう土地やけど、活用したいというときに、いろいろな規制とかね、それらが緩和できるような状態なのか、また、いろいろ道路とか周辺整備をしていって初めてそういうもの転用してけるのかということもあるかなと思うんですがね、それらについての工夫というものについては、何か検討されているのですか。

企画財政課長 いわゆる購入後の土地活用につきましては、いわゆる購入者に判断していただくというふうに考えておまして、例えば、道路をつけてその土地を売るというふうなふうには考えておりません。例えば道路をつけて売るとなりますと、いわゆる公有地ですね、いわゆる公共施設での活

用も考えられますことから、現状のままで売るという方針で他の自治体もやっておられますので、そういったあたりを進めているところでございます。

小野委員　そうしたら、公共施設を建てるというものじゃなくて、もう転売だけということで、そのままの有り姿で転売かけていく、そうした中で、有り姿だったら購入後の活用が難しい、そこへまた権利がかかってくると、道路とかそういったね、だから価格があわないと、だから今までの価格より下げていかなければいけないかなと、そういうこともあると思いますけど。

青少年、何やったかな、あそこについてはね、何かいいものがないのかなと。公共施設ですよ。あそこ、一般の方が利用しようと思ったら、何もできないんやと思います。ずばり、ざっくりでこの話しをしたら、あの土地、跡地を個人が購入したところで何もできないというような土地ではないのかなと思っています。そうしたらやはり、今、公共施設で何か利用を考えてもいいのじゃないかなと、そのようにも思いましてんけど、とりあえずもう1度、あれについては2度目ですかね、入札してもらってということには何ら異存はないんですが、そのあとのこともやはりいろいろ考えていってもらわなければ、入札を何回も繰り返しているというだけではちがあかないのではないかなと思いますので、またよろしく願いしておきます。

委員長　ほかにご意見があればお受けをいたします。　伴委員。

伴委員　これ、入札かけられるということですけど、前回もですが、この野外活動センターのこの跡地、私、これ、入札にかけられるときは、何かやっぱりこう、草刈りとかして、そしてされるのか、もう結構こう、荒れた状態のままに。ちょっと私も見に行っていないんでわかりませんねんけど、そういう手順いうのはどないされますねやろ。

企画財政　現在、野外活動センターの跡地につきましては、いわゆる草刈り等っ

課長 というのは行っていないのですけれども、ただ、それほど草が伸びている状態でもございませんし、そういった面では現状確認をしていただける状態となっております、去年でしたら、応札者はなかったんですけど下見に来られた方がおられまして、その方にも見てもらえる状態となっておりますので、今回も入札に当たりましてはそういった状況を見て、現有の姿を見てもらえる状態にはしていこうかなというふうには考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって各課報告事項についても終わります。
他に理事者のほうから報告しておくことはございませんか。
黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから1点ご報告申しあげます。
法隆寺とその周辺での避難誘導訓練についてご報告を申しあげます。
昨年12月9日、法隆寺と災害時における避難所等施設利用に関する協定を締結しておりますが、来月の15日月曜日午前10時から法隆寺境内等で法隆寺と町で避難誘導訓練を実施することになりましたので、ご報告を申しあげます。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。 面卷企画財政課長。

企画財政課長 企画財政課から1点ご報告を申しあげます。
町公共施設で使用する電気調達の入札につきましてご報告を申しあげます。
現在、本町におきましては、電気料金の低減を図るため、役場庁舎の電気調達について一般競争入札を実施し、新電力、いわゆるPPS事業者から電気を調達しているところでございます。

この実績を踏まえまして、今回はより一層の電気料金の低減を図るため、高圧受電施設である役場庁舎、火葬場、法隆寺iセンター、中央公民館、文化財活用センター、すこやか斑鳩・スポーツセンター、保育園、小学校、中学校の合計13施設に拡大してまいります。また、業者につきましては、役場庁舎と同様に、一般競争入札で決定してまいります。入札日は12月12日金曜日を予定しております。

以上で、町公共施設で使用する電気調達の入札につきましてのご報告とさせていただきます。よろしくご報告申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、今の2点について質疑、意見があればお受けをいたします。 木澤委員。

木澤委員 法隆寺さんとの避難訓練ですね、もうちょっと詳しく教えてほしいんですけど、地域住民の方も一緒になってということになるんでしょうかね。もうそれか法隆寺さんだけということのものなのか、その辺教えてもらえますか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 町内の自主防災組織や周辺の自治会等ですね、を参加願いまして、訓練を実施する予定となっております。

木澤委員 そうしたらもう、今度の月曜日にするってということですけども、もう周知もされて、体制も整えている。

(「12月」と呼ぶ者あり)

木澤委員 じゃあ、周知もこれからということですか。

総務課長 これから周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、以上をもちまして、各課報告事項については終わります。
続いて、3番目のその他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けをいたします。 小野委員。

小野委員

すみません、ちょっと教えてほしいんですがね、先日の議員懇談会で、条例の廃止とか一部改正とかが何件かあるということで、その中で部長から、監査委員さんからの指摘でというような、ちょっと前置きがあったんですがね。そのことは別に監査委員さんがそうして指摘していただいたからありがたいなと思っているのですがね。条例というのは制定されて、やっぱり条例を施行しているのはやはり町の体制だと思うんですがね、法律ですから。そのようにやっているんだと思います。

その、町のほうではね、その条例に対してね、いろいろ検討している、1つ何か、ちょっと言うてもうたけども、その委員会、何やったかな、あれは。週5日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例についてということで説明を受けたんやけど、常にそういうものはやっぱり動いていますから、条例を制定して動いていますから改正も出てくるんだと。だけど、その目的が達成されたということになってきたらね、やはり常にその条例に対してのそういう言っているところ、法令審査会というような言葉もちょっと聞くこともありますねけど、そこがどうなのかどうか知らないですがね。そういう、これ、監査委員さん、もちろん監査委員さんですからこの斑鳩町の人からですねんけど、その人からこう指摘を受けるまで気づかないというのはちょっと、私としては、議会人としてちょっとわあと思ったんですがね。やはり、議会人がそれだけのことを、これは言い逃れになるかわかりませんが、条例を全部周知しているかというたら、もう100分の1ほどしかわからないんですがね、事務方としてね、やはりそういうものは常に周知しておられるように私は考えておったんです。そういう体制というのはどのようにしてやって

おられるのかね、ちょっとお聞かせ願いたいなと思っています。

委員長

池田副町長。

副町長

各条例の改正でございます。上位法が改正になれば、それに基づいて条例は改正してまいります。そのときに、この中にもあるんですけども、以前に改正された分で条文が変わっておると。国の法律が変わって、引用条文は変わる場合ありません、その引用条文の改正が一部漏れておった分があると、その条例によっては。それを監査委員さんが確認されて、上位法の法律が変わっていますよということで指摘があった分でございます。そういうことで一応ありましたので、それについては改正させていただいております、それ以外についても、各課でチェックをしていた中で、改正あるものは改正してもらったと。

もう1点は、あれなんです。例えば、開催要件とか議決要件、例えばいろいろな今、最近でしたら何人が、例えば過半数でこの会議は成立しますよということは、もう今、最近の条例とか要綱、入っていますわね。ところが、以前の分については、それは、その開催のその案件が入っていなかったと。何人で成立するとか。それと、例えば議決する場合に過半数で議決しますよと、これはもう常識的な部分で今まで運用しておった分がございました。それはやはり。それで、最近の条例、要綱はもうちゃんと明文化していますわね。ところがもう以前の分は、もうそれは常識の中で明文化していなかったと。これはやはりきっちり明文化しておいたほうがいいですよということで、明文化させていただいたと。

それで、週休2日制については、週休2日制、はい、翌年度から始まりました。

(「内容はかまへんねん」と呼ぶ者あり)

副町長

そういうことですねん。それで、法令審査会では出てきた分についての塩梅します。ただその、例えば上位法で、例えば地方分権一括法で、こんな分厚い分となっておりますので、それはもうチェックはしません

けど、文言のいろいろなあれはしますけども、財政的にどうであるとか
かいうのはチェックします、法令審査会では。

ですから、条文の移行まではチェックをしません。そういう状況で、
今回提出いたしました。

小野委員

今、そのね、内容どうのこうのじゃないんですよ。以前でも、議決さ
れた条例改正がそのまま法令集に入らなくて、その原案っちゅうか、元
の、検討したときのが入っていて、何年か過ぎて、それを今度改正す
るときにもう紛糾したことあるねんな、覚えておられるか。

だからね、条例をつかって、条例をもって斑鳩町は動いているはずな
んですよ、担当の者はね。だけど常にその、それは上位法、国のほうの
あれが変わったからその情報が変わった、そういう問題じゃなくて、ほ
かのでも、例えば学校週5日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例、
もうこれはもう所期の目標が達成されたと。いつ達成されたのかが、ね。
そしたらもうその時点で廃止してなければいけない。ずっとあるんです
よ。動かない条例があるんですよ。そういうのをね、やはり条例をつく
って条例に基づいて町は動いていっている。それはもう、それで改正し
なければいけない事態はというのを入ってくるけどね。その担当の者が
やはりいろいろと。

今、その条例の扱いについて、副町長がね、その、過半数どうのこう
のとかいう、それらのことが規定が抜けていたとか、それらはよろしい
んですけどね、あのときもね、全くね、私はあのときに、当時の総務部
長にも話したけどね、この条例が生きてたために、こういう間違っ
たものが条例化されたために被害を受けた者がいないのかと、被害とい
うか損害を受けた者がいないのか、それを調べてくれと。それはないとい
うことで、そうしたらもう、これからの改正にいこうという。私は議運
の委員長していましたから、いろいろと総務部長とかいろいろ話もして
いました。それから議員さんの中で、そんな生ぬるいことはいかんと、
やっぱり町長の責任やというような追及せよということを委員長に言う
てこられたこともあるんですよ。けども、そこまで荒立てんでもよろ
しいということで収めた、そのつもりなんです。

だから、条例というものは常に皆さんはしっかりと認識しておられるんだと思います、担当ごとに。だから、そういう機関がないのか、それが1つが、法令審査会はそうじゃないということ、今、わかりました。新しくつくっていくときとかいろいろなことでやっていく。だけど、少なくとも担当課に必要な条例については、その担当部署の課長連中、補佐連中もしっかりとやっぱりもっていつてもらいたいなど。そのことをどういう機関で、ミーティングとかいろいろなことで常にそういうことをかえってもらっておいたほうがいいのじゃないかなということ提議しています。

今回こうして出されてきてもらうことに対して何ら異存はないのですが、監査委員さんからも指摘してもらっているからそれでこう出してくるんだと。やはり自分らで気をつけてもらいたかったなというのは、思いを言っているだけで、今後、やはり条例に基づいてやはりいろいろと仕事をこなしてもらいたいなど、そのように思っておりますのでね。

副町長もいろいろこう、説明してもらっていて、そうじゃなくて、職員の認識を新たにしてもらいたいなど、そのように思うので、その点はどうか。

副町長

当然町の、私のほうもずっと決算監査出ておりました。監査委員さんからこの指摘受けたときに、これはもう本当に言うて申しわけないなどという気持ちになりました。今回出させてもらうのも申しわけないということで、この前、乾部長の提案説明したときもそういう説明させていただいたわけで、これはもう町の、そのとき、そのときの担当、いろいろ違うと思いますけども、やはり町職員の全体の流れとしてね、やはり条例、要綱等々についてはやはりそれだけ意識を持って日々仕事をする必要があると考えておりました、当然、部長会、課長会でもその話はしておりました、今、要綱等々についても、全部見直しを一応させていただいております。これについては、当然、反省はしますし、今後は生かしていきたいと考えております。

今、たまたま学校週5日制実施推進、これは当然、学校5日制始まったいき、あと数年間は絶対これはやっておられたわけです。というのは、

実施推進委員会ですので、よりよい学校5日制にしようということで、5年、6年間、必ずされておったはずですが、ところが、ある年度からされないようになったと。これ、そのときには、またいつかしようかなという思いでされておったかわかりませんが、ここずっと何年も開かれていない、結果としてね、結果として何年も開いていなかったら、そういう委員会は必要ないですかという議論になってまいりまして、そうしたら必要ないですよという教育委員会が判断されたわけで、そのときに教育委員会が、いやいや、これはまた土曜日の、今、土曜日半日の問題もあるからこれは残しておくべきですよと判断されたら、この条例は残しておくべきであるわけで、こういう議論もできるわけですが、その時点で教育委員会は、いや、もうこれは一旦廃止しますよということで廃止された条例であります。

それはそのときにやっぱり、何年も開かないと決めたときに廃止する条例でありましたし、これについてはもう、こういう条例とか要綱というのは、法治国家ですので、一番大事ですので、やはり職員全員が認識を持って仕事をしないと行政は成り立たないと考えておりますので、今後十分注意し、指導していきたいと考えております。

小野委員 私と言いたいのはそれだけなんです。例えばということ言うたけどね、やはり監査委員さんからそういう指摘があって今度議会へ出してこられる、これに対しては何ら異存はないんですがね、やはり監査委員さんのその指摘を職員にきちっと伝えてもらいたい、もらっていたと思いますけど、それがどういう具合にされたのかということちょっと今、この総務委員会で聞いたかったわけで、またよろしく願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ほかにないようですので、その他についてもこれをもって終わらせて

いただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会に当たり、副町長の挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

副町長

(副町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

皆さま、お疲れさまでした。

(午前9時55分 閉会)